

愛労安発第73号
平成17年5月2日

各公共職業安定所（出張所）長 殿

愛知労働局職業安定部長
（公印省略）

厚生年金及び労働保険への加入が適正に明示されていない求人への
対応に係る留意事項について

このことについては、平成17年4月20日付け愛労収安第128号で通達し
たところです。

また、平成17年4月20日付け事務連絡で職業安定局首席指導官室長補佐
より別添のとおり通知がありましたので、これを踏まえるとともに下記にもご
留意いただき業務の円滑な運営をお願いします。

記

1 厚生年金の取扱い

(1) 平成17年4月20日付け愛労収安第128号の別添本省職業安定局長
通達（以下「本省局長通達」という。）の記1の(2)のアに係る指導事項
については、任意様式で指導年月日、指導内容、事業主の意向等を記入し
て各所の実情により記録保管すること。

また、求人申込書の備考欄及び「事業所台帳補足」に「厚生年金加入勧
奨済み」と入力すること。

その際、分類番号を必ず「10」として入力すること。

(2) 本省局長通達記の1の(2)アに係る指導を拒む求人事業主及び更新時
等においてアのなお書きに該当する事業主に対しては、求人受理時に「厚
生年金加入に係る求人条件について社会保険事務所において指導中」と補
足表示するとあるが、これは「求人申込書」の備考欄に入力し、「事業所
台帳補足」にも入力すること。

(3) 上記(2)に該当する求人事業主に対しては、社会保険事務所に対して、
当該求人の厚生年金の加入に係る条件が適正であるかの確認及び必要な指
導の実施を要請する旨明らかにすること。

なお、営業所等で提出された場合は、管轄社会保険事務局がどこである

かを確認すること。

- (4) 上記(1)の指導にあたっては、リーフレットの配付及び上記(3)の措置をとる可能性があることについて指導すること。

また、上記(2)の指導をした場合は、事業所台帳における厚生年金適用の状況等に関する情報を別紙様式1に転記するとともに、求人公開カードの写しを添付して職業安定課職業紹介係まで送付すること。

おって、連絡時期等は、別途通知すること。

2 労働保険に係る取扱い

(1) 指導及び労働局への連絡

- ① 労働保険に係る保険関係の成立の届出が行われていない事業に係る求人申込みがあった場合は、保険関係の成立手続きの速やかな履行を前提とした適正な求人条件の記載を指導するとともに、求人申込書の「備考欄」に「労働保険(労災・雇用)加入指導中」と入力し、併せて「事業所台帳補足」にも入力すること。

- ② 指導事項については、任意様式で指導年月日、指導内容、事業主の意向等を記入して各所の実情により記録保管すること。

- ③ 労災保険・雇用保険及び雇用保険のみ未加入の場合は、各所の雇用保険適用担当課に誘導し、指導を行うこと。

また、労災保険のみ未加入の場合は、労働基準監督署へ誘導すること。

- ④ 上記③の指導・誘導をした日以降については、別途通知すること。

(2) 雇用保険の保険関係の成立の手続きが完了している事業の求人において雇用保険への加入(被保険者に関する届出)が予定されていないものの取扱い

被保険者になるべき条件の求人について、被保険者に関する届出の手続きを予定しない求人の申込があった場合は、本省局長通達記の2の

(2)の取扱いを行うこと。

3 民間需給調整機関に対する要請

愛知労働局職業安定部需給調整事業課より厚生年金及び労働保険への加入に関して、適切な求人条件確保に向け関係団体等に要請、周知・啓発を図ることとしていること。

担当 職業安定課職業紹介係

電話 052-219-5505

FAX 052-220-0571

事務連絡
平成17年4月20日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

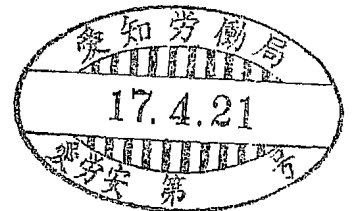
職業安定局首席職業指導官室長補佐
(職業紹介担当)

厚生年金及び労働保険への加入が適正に明示されていない求人への対応に係る留意事項について (厚生年金に係る取扱い等)

職業紹介業務の推進に当たっては、日頃より多大なる御尽力を賜りありがとうございます。

標記については、平成17年4月20日付け職発第0420001号「厚生年金及び労働保険への加入が適正に明示されていない求人への対応について」により通達されたところですが、その実施に当たっては、下記の点に留意され、公共職業安定所窓口における円滑な業務運営に遺漏なきようお願いいたします。

記



1 周知・啓発の実施について

求人事業主等に対する厚生年金への加入に係る周知・啓発については、厚生年金の制度・加入条件を解説したリーフレット (別添1) を御活用いただくようお願いいたします。

なお、本リーフレットについては、印刷用原稿として、電子媒体でも各労働局の職業紹介業務担当者あて、当室から送付しますので、各安定所において必要部数を印刷すること等により御対応いただきますようお願いいたします。

2 厚生年金への加入が適正に明示されていないと思量される場合の判断について

求人条件において、「厚生年金への加入が適正に明示されていないと思量される場合」の判断基準としては、以下のとおりとします。

常時従業員を使用することとなる法人の事業所又は常時5人以上の従業員を使用することとなる個人事業所 (別添2「適用業種一覧 (日本標準産業分類 (平成14年3月改訂) 準拠)」において適用事業所とされる産業分類に該当するものに限る。) の求人であって、雇用期間が2か月以上の次のいずれかに該当するもの。

- ① 一般の求人
- ② 勤務日数又は労働時間が当該事業所の通常の労働者の概ね4分の3を上回るパートの求人

3 社会保険事務所への連絡について

求人の厚生年金の加入に係る条件が適正であるかの確認及び必要な場合の事業主指導を社会保険事務所に対し要請するに当たっては、事業所台帳における厚生年金適用の状況等に関する情報を別紙様式1に転記するとともに、当該求人公開カードの写しを添付したものを、各労働局職業安定部において週単位で取りまとめの上、地方社会保険事務局を通じて連絡するようお願いします。

社会保険事務局からは、当該要請の連絡を受けた概ね1か月以内に、同様式により各労働局職業安定部を通じて、指導結果について連絡があります。

4 労働保険に係る取扱いについて

労働保険に係る取扱いの詳細については、別途通知される予定です。

5 実施状況の報告について

各都道府県労働局において、当面平成17年度においては、別紙様式2により、各月ごとの実施状況を取りまとめ、翌月の10日までに、当職あて報告いただくようお願いいたします。

6 その他

事務の開始に当たっては、1については速やかに実施するとともに、その他については、地方社会保険事務局と必要な調整を行って下さい。

なお、社会保険庁からも、地方社会保険事務局長あて通知される予定であり、発出文書については、参考として別途送付させていただく予定です。

事業主の皆様へ

～厚生年金保険の加入義務について～

適用事業所

次の事業所は、厚生年金保険の加入が、法律で義務づけられています。

- すべての法人事業所
- 常時5人以上の従業員が働いている個人事業所（会社、工場、商店、事務所など）
 - ※ 個人事業所については、サービス業の一部（クリーニング業、飲食店、ビル清掃業など）や農業・漁業などは、その限りではありません。

また、上記以外の事業所でも所定の条件を満たせば厚生年金保険に加入することができます。

～厚生年金保険の被保険者について～

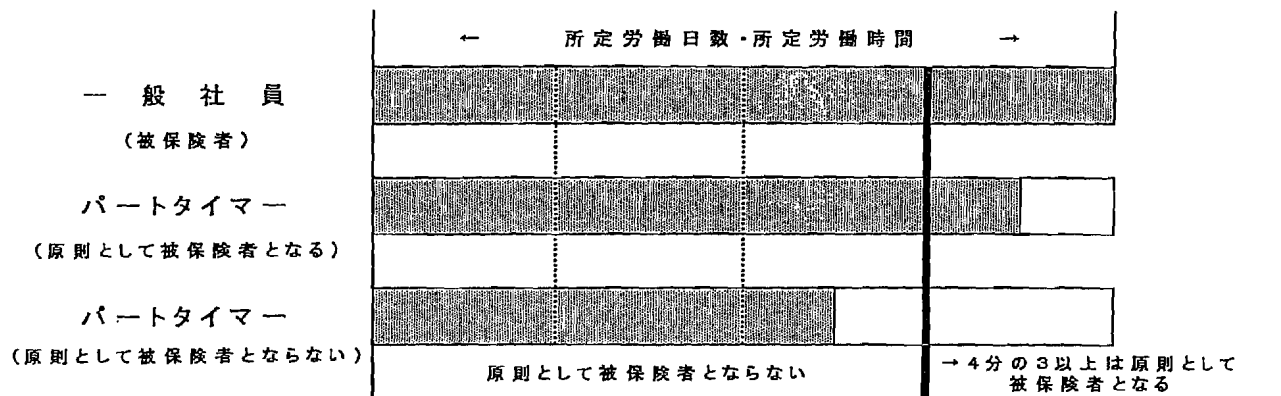
被保険者

→ 適用事業所に使用される次の方は、すべて被保険者となります。
（国籍や性別、賃金の額などは関係ありません。）

- 常時使用される方
使用関係が常用的である方はすべて被保険者となります。
（雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対価として給料や賃金を受ける方すべてが対象となります。）

- パートタイマー・アルバイトなどの方
次の①及び②のいずれにも該当する場合は原則として被保険者とされます。

- ① 労働日数
一ヶ月の所定労働日数が一般社員のおおむね4分の3以上である場合
- ② 労働時間
一日又は一週の所定労働時間が一般社員のおおむね4分の3以上である場合
〔ただし、この4分の3以上の判断基準はあくまでもひとつの目安であって就労形態等を考慮し、総合的に判断されます。〕



上記に該当する人を雇用した場合は、事業主はその日から5日以内に被保険者資格取得届を社会保険事務所へ提出してください。

その他詳細や、加入のご相談、ご不明な点等は、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

適用業種一覧（日本標準産業分類（平成14年3月改訂）準拠）

◎厚生年金保険法第6条（適用事業所）

1 次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは事務所（以下単に「事業所」という。）又は船舶を適用事業所とする。

一 次に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積みおろしの事業

ト 焼却、清掃又はと殺の事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介周旋の事業

ヲ 集金、案内又は広告の事業

ワ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業

ヨ 通信又は報道の事業

タ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの

三 （略）

2～4 （略）

※網掛部が適用業種

大分類	中分類
A 農業	01 農業
B 林業	02 林業
C 漁業	03 漁業 04 水産養殖業
D 鉱業 (ハ)	05 鉱業 (ハ)
E 建設業 (ロ)	06 総合工事業 (ロ) 07 職別工事業 (設備工事業を除く) (ロ) 08 設備工事業 (ロ)
F 製造業 (イ)	09 食料品製造業 (イ) 10 飲料・たばこ・飼料製造業 (イ) 11 繊維工業 (衣服、その他の繊維製品を除く) (イ) 12 衣服・その他の繊維製品製造業 (イ) 13 木材・木製品製造業 (家具を除く) (イ) 14 家具・装備品製造業 (イ) 15 パルプ・紙・紙加工品製造業 (イ) 16 印刷・同関連業 (イ) 17 化学工業 (イ) 18 石油製品・石炭製品製造業 (イ) 19 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) (イ) 20 ゴム製品製造業 (イ) 21 なめし革・同製品・毛皮製造業 (イ) 22 窯業・土石製品製造業 (イ) 23 鉄鋼業 (イ) 24 非鉄金属製造業 (イ) 25 金属製品製造業 (イ) 26 一般機械器具製造業 (イ) 27 電気機械器具製造業 (イ) 28 情報通信機械器具製造業 (イ) 29 電子部品・デバイス製造業 (イ) 30 輸送用機械器具製造業 (イ) 31 精密機械器具製造業 (イ) 32 その他の製造業 (イ)
G 電気・ガス・熱供給・水道業 (イ) (ニ)	33 電気業 (ニ) 34 ガス業 (イ) 35 熱供給業 (ニ) 36 水道業 (イ)
H 情報通信業 (ヨ)	37 通信業 (ヨ) 38 放送業 (ヨ) 39 情報サービス業 (例：ソフトウェア業等) 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業 (新聞業、出版業は適用 (ヨ))

I 運輸業 (～) (ホ) (ヌ)	42 鉄道業 (ホ) 43 道路旅客運送業 (ホ) 44 道路貨物運送業 (ホ) 45 水運業 (ホ) 46 航空運輸業 (ホ) 47 倉庫業 (ヌ) 48 運輸に附帯するサービス業 (～)
J 卸売・小売業 (チ)	49 各種商品卸売業 (チ) 50 繊維・衣服等卸売業 (チ) 51 飲食料品卸売業 (チ) 52 建設材料、鉱物・金属材料等卸売業 (チ) 53 機械器具卸売業 (チ) 54 その他の卸売業 (チ) 55 各種商品小売業 (チ) 56 織物・衣服・身の回り品小売業 (チ) 57 飲食料品小売業 (チ) 58 自動車・自転車小売業 (チ) 59 家具・じゅう器・機械器具小売業 (チ) 60 その他の小売業 (チ)
K 金融・保険業 (リ) (ル)	61 銀行業 (リ) 62 協同組織金融業 (リ) 63 郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関 (リ) 64 貸金業、投資業等非預金信用機関 (リ) 65 証券業、商品先物取引業 (ル) 66 補助的金融業、金融附帯業 (リ) (ル) 67 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む) (リ)
L 不動産業 (ル)	68 不動産取引業 (ル) 69 不動産賃貸業・管理業 (ル)
M 飲食業、宿泊業	70 一般飲食店 71 遊興飲食店 72 宿泊業
N 医療、福祉 (カ) (タ)	73 医療業 (カ) 74 保健衛生 (カ) 75 社会保険・社会福祉・介護事業 (タ)
O 教育、学習支援業 (ワ)	76 学校教育 (ワ) 77 その他の教育、学習支援業 (ワ)
P 複合サービス事業 (ホ) (チ)	78 郵便局 (別掲を除く) (ホ) 79 協同組合 (他に分類されないもの) (チ)

Q サービス業(他に分類されないもの)(イ)(ト)(ヌ) (ラ)(ワ)	80 専門サービス業(他に分類されないもの)(例:法律事務所等)
	81 学術・開発研究機関(ワ)
	82 洗濯・理容・美容・浴場業
	83 その他の生活関連サービス業(旅行業は適用(ラ))
	84 娯楽業
	85 廃棄物処理業(ト)
	86 自動車整備業(イ)
	87 機械等修理業(別掲を除く)(イ)
	88 物品賃貸業(ヌ)
	89 広告業(フ)
	90 その他の事業サービス業(例:警備業等)
	91 政治・経済・文化団体
	92 宗教
	93 その他のサービス業(と殺業は適用(ト))
	94 外国公務
R 公務(他に分類されないもの)	95 国家公務 96 地方公務
S 分類不能の産業	99 分類不能の産業

※ 小分類以下における適用の有無等詳細や不明な点については社会保険事務所に確認下さい。

別紙様式1

文 書 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇社会保険事務局長 殿

〇〇労働局職業安定部長

厚生年金への加入が適正に明示されていない求人内容の確認等について

標記について、別添の求人公開カードの求人内容について、厚生年金の加入に係る条件が適正であるかの確認及び必要な指導の実施をお願いします。
なお、貴局の指導結果等については、本紙によりご回答願います。

記

求人公開カードの番号	
産業分類（小分類）の番号	
事業主氏名	
公共職業安定所の事業所台帳上の適用状況	① 適用済 ② 未適用
特記事項	
連絡先	〇〇公共職業安定所 〇〇課 担当〇〇 電話番号：

文 書 番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働局職業安定部長 殿

〇〇社会保険事務局長

厚生年金への加入が適正に明示されていない求人内容の確認等について（回答）

標記について、下記のとおり回答いたします。

記

指導実施日	平成 年 月 日
指導結果	① 求人条件として加入の必要なし ② 求人条件を加入に変更することで同意 ③ 求人条件として加入の必要があり、指導を踏まえて対応を検討することに同意 ④ 求人条件として加入の必要があるのに、指導に応じる意思なし
特記事項	
連絡先	〇〇社会保険事務所 〇〇課 担当〇〇 電話番号：

厚生年金及び労働保険への加入に係る事業主指導等の要請の実施状況

(平成__年__月)

1. 厚生年金

(単位:件)

	社会保険事務所への指導要請件数	社会保険事務所からの回答状況				公共職業安定所における対応状況		
		有	①	②	③	④	改善済	求人取消
当月								
年度累計								

※ 回答状況欄については、有の内数として、「①求人条件として加入の必要なし」、「②求人条件を加入に変更することで同意」、「③求人条件として加入の必要があり、指導を踏まえて対応を検討することに同意」、「④求人条件として加入の必要があるのに、指導に応じる意思なし」のそれぞれに対応した件数を記載すること。

2. 労働保険

(単位:件)

	労働局労働保険適用主務課室への指導要請件数	労働局労働保険適用主務課室からの回答状況		公共職業安定所における対応状況	
		有	①	②	改善済
当月					
年度累計					

※ 回答状況欄については、有の内数として、「①保険関係成立届を届出」、「②指導に応じる意思なし」のそれぞれに対応した件数を記載すること。

※各月分の件数をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。

(参考)

厚生年金への加入が適切に明示されていない求人への対応

